

第2号様式

放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について（概要）

（令和4年11月29日 鹿交指第120号）

本通達は、放置駐車違反取締りに当たっての留意事項について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は、

- 確認標章取付けに当たっての留意事項
- 確認標章の取付け後、警察署等に出頭した運転者を検挙する場合の留意事項
- 放置駐車違反の送致に際しての留意事項

等である。